

# 学校編

(学校・通学路)

福岡県

# 安全・安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針



福岡県

# 安全・安心まちづくり条例に基づく 防犯環境指針とは

福岡県では、県民に身近な犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、多くの犯罪が発生している施設<sup>(※1)</sup>に着目し、犯罪の防止のための具体的手法を示した「防犯環境指針」を策定しました。

この学校編(学校及び通学路等における児童の安全確保のための指針)は、条例第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、学校等及び通学路等における防犯上の方策について配慮すべき事項を示すことにより、児童等<sup>(※2)</sup>の安全の確保を図ることを目的としています。

※1 多くの犯罪が発生している施設 学校・通学路、道路・公園・駐車場、住宅、商業施設で、犯罪の3/4が発生しています。

※2 児童等 幼児、児童、生徒

## 基本的な考え方

学校等及び通学路等における児童等の安全を確保するため、学校等の設置者、管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者、地域住民及び警察署長は、犯罪の発生状況、児童の発達段階、地域の実情を考慮し、次の4つの基本原則に基づき防犯性の向上に配慮して学校等の設計、整備、児童等に対する安全教育の充実等を行うものとします。

1

### 周囲からの見通しの確保 (監視性の確保)

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者<sup>(※3)</sup>が近づきにくい環境を確保する。

2

### 防犯意識の向上 (領域性の強化)

学校等の管理者等の防犯意識の向上を図り、学校、通学路等における環境の維持管理を行うことにより、犯罪の防止に配慮した領域を確保する。

3

### 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

施設の配置や人の流れを工夫することにより、犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内への侵入を防ぐ。

4

### 部材や設備等の強化 (被害対象の強化)

犯罪企図者が学校等の敷地内に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、犯行を断念させ被害を回避する。

※3 犯罪企図者 犯罪を行おうとする者をいう。

## 指針の対象

この指針の対象となる施設は次のとおりです。

### ●学校等

学校	学校教育法第1条で規定する幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校のほか、同法第124条に規定する専修学校的高等課程、同法第134条第1項に規定する各種学校(インターナショナル・スクール等)を含みます。
児童福祉施設	児童福祉法第7条に規定する保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設等の児童福祉施設のほか、事業所内保育施設、届出認可外保育施設を含みます。

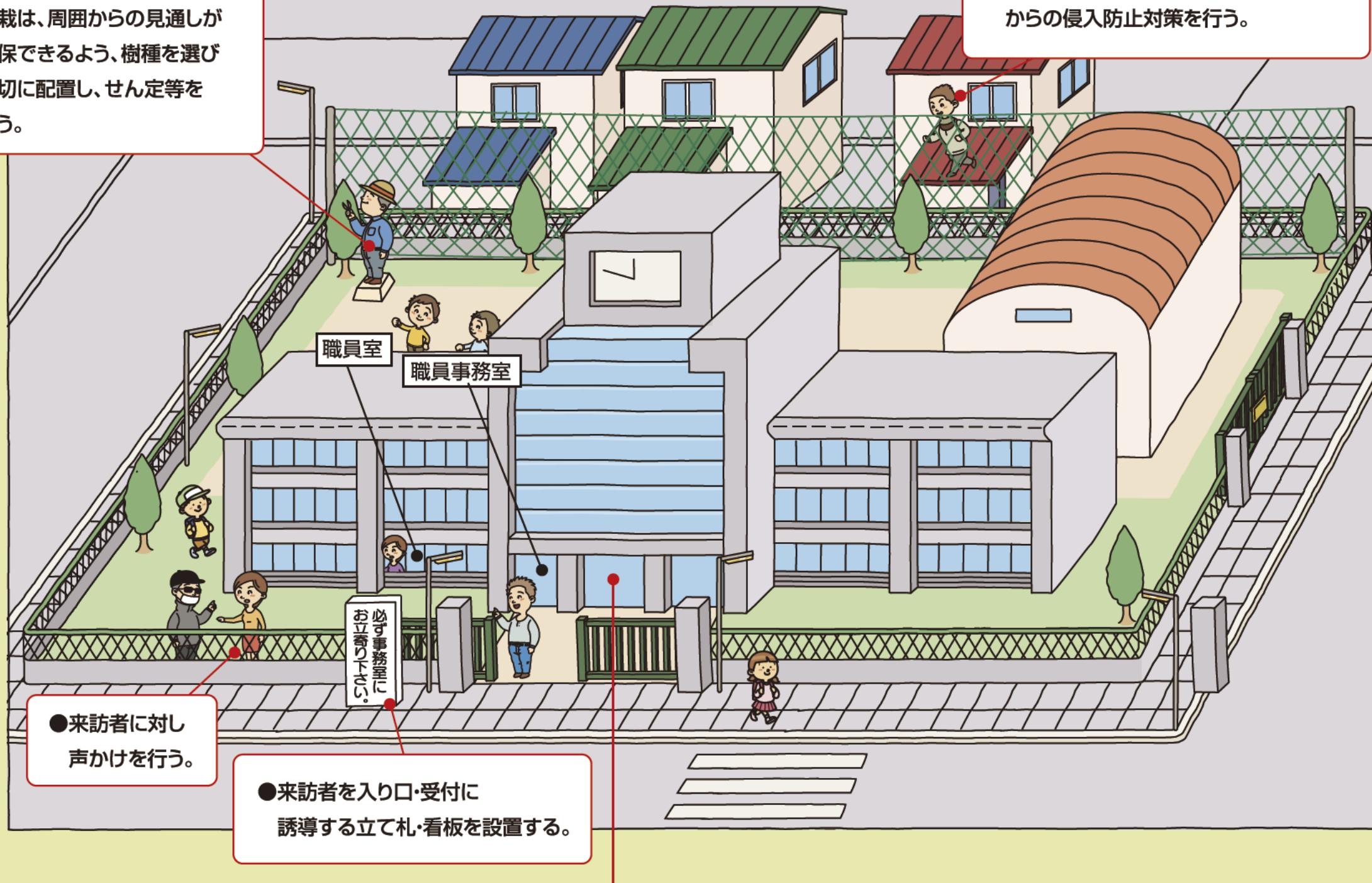
### ●通学路等

通学路等	児童等の通学、通園の用に供されている道路のほか、児童等が日常的に利用している公園、広場を含みます。
------	---

## 学校等における安全確保

- 植栽は、周囲からの見通しが確保できるよう、樹種を選び適切に配置し、せん定等を行う。

- 駐車場、自転車置場などの隣接建物等からの侵入防止対策を行う。



- 児童等が犯罪の被害に遭わないための知識及び技能を習得し、危険を予測して、回避できる能力を育成する防犯教育・避難訓練の実施に努める。

### 指導の内容

- 大声を出す、逃げるなどの具体的な対処方法
- 通学路を通って登下校すること。
- 遊びに行くときに、行き先、一緒に遊ぶ人、帰宅予定時刻等を告げること。
- 危険な場所に近寄らないようにすること。
- 一人では遊ばないようにすること。
- できるだけ複数名で、登下校すること。
- 注意する場所や交番、「子ども110番の家」、コンビニエンスストア等の避難場所の周知を図ること。

## 管理体制の整備

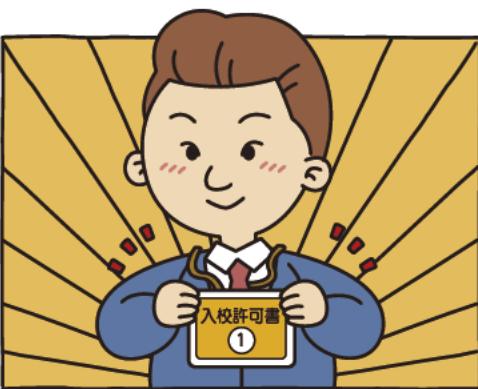
- 日頃から児童等の安全確保について、職員間の情報交換、意見交換を行い危機管理意識の向上を図る。
- 校外学習等については、児童の安全を確保するため、事前に綿密な計画を立てる。
- 児童等の安全を図るため、危機管理マニュアルを作成し、緊急時に備えた体制の整備に努める。

### マニュアルの内容

- 危機管理に関する学校の方針
- 日常の安全対策
- 緊急事態発生時の対応
- 事件・事故の事後対応
- 再発防止に関する対応

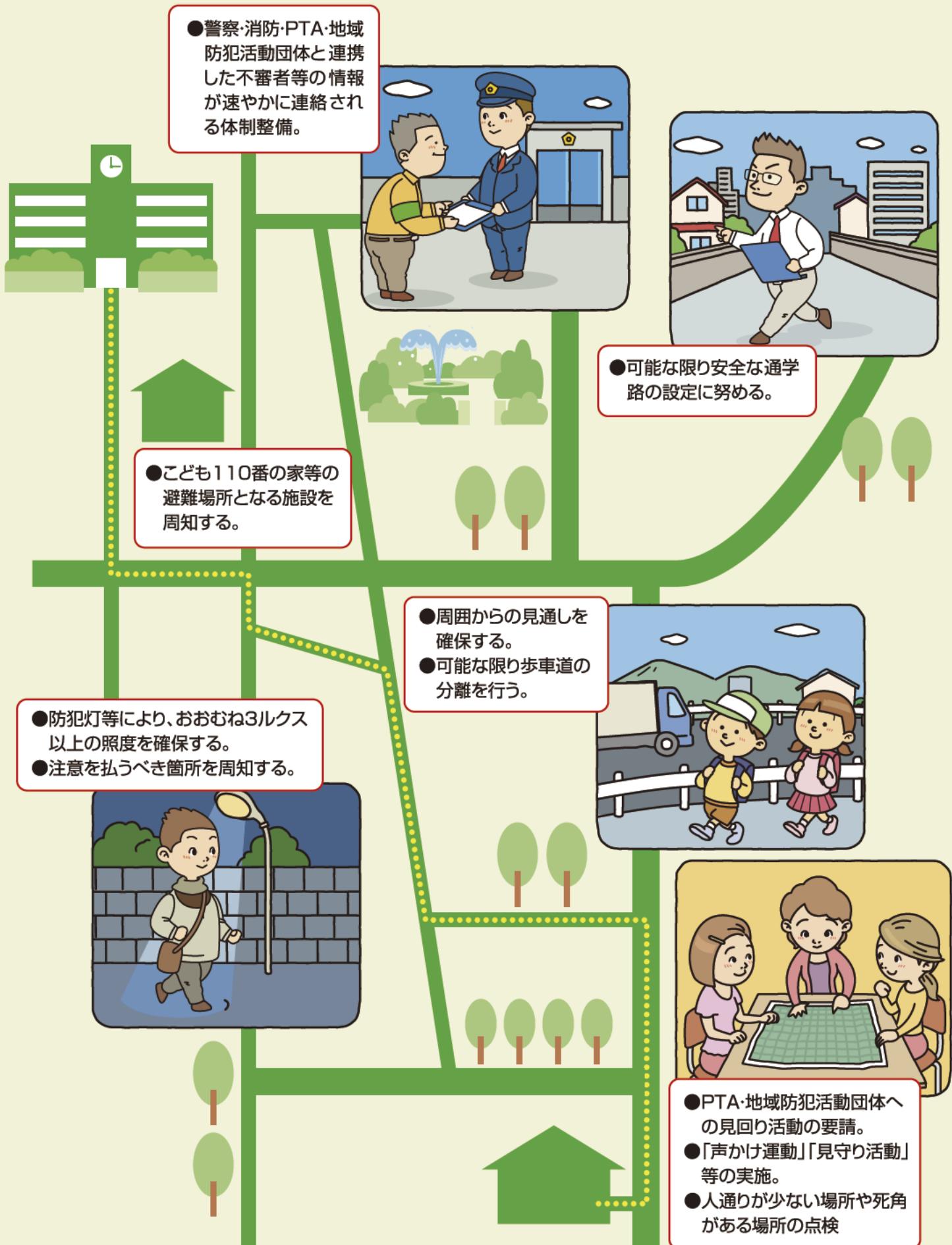


- 不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応ができるように、職員室、事務室等を配置する。



- 来訪者にリボンや名札等の着用を要請する。
- 不審者の侵入を防止するため、防犯設備を設置する。
- 防犯設備・機器等の定期的な維持管理に努める。

# 通学路等における安全確保



**福岡県安全・安心まちづくり条例に  
基づく防犯環境指針  
(学校編)**

**福岡県人づくり・県民生活部生活安全課**

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
TEL 直通:092-643-3124

安全・安心まちづくりHPでご覧いただけます  
<http://www.anzen-fukuoka.jp>